



埼玉県発行

目次

告示

- 予算の公表 (財政課) 一
- 〃 () 九四

告示

埼玉県告示第六百三十二号

埼玉県議会平成二十一年二月定例会において議決された平成二十一年度埼玉県一般会計予算並びに平成二十一年度の埼玉県の特別会計予算、公営企業会計予算及び平成二十一年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

平成21年度埼玉県一般会計予算

平成21年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,695,951,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4

表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職

員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 県	税	701,000,000
	1 県民税	341,659,000
	2 事業税	117,892,000
	3 地方消費税	58,992,000
	4 不動産取得税	17,265,000
	5 県たばこ税	13,408,000
	6 ゴルフ場利用税	2,566,000
	7 自動車取得税	14,282,000
	8 軽油引取税	38,626,000
	9 自動車税	91,171,000
	10 鉱区税	7,326
	11 狩猟税	40,509
2 地方消費税清算金	12 旧法による税	5,091,165
	1 地方消費税清算金	122,447,000
		122,447,000

3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税	37,786,000
	2 地方揮発油譲与税	33,198,000
	3 石油ガズ譲与税	2,684,000
	4 地方道路譲与税	307,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1,597,000
	2 特別交付金	8,751,000
	1 地方特例交付金	6,250,000
5 地方交付税	2 特別交付金	2,501,000
	1 地方交付税	179,700,000
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	179,700,000
	1 交通安全対策特別交付金	2,385,000
7 分担金及び負担金	1 分担金	2,385,000
	2 負担金	4,248,979
	1 分担金	4,248,979
8 使用料及び手数料	2 負担金	195,915
	1 使用料	4,053,064
	1 使用料	30,011,092
	1 使用料	18,090,990

款	項	金額
9 国庫支出金	2 手数料	11,920,102
	1 国庫負担金	146,618,266
	2 国庫補助金	95,830,892
10 財産収入	3 委託金	45,587,156
	1 財産運用収入	5,200,218
	2 財産売却収入	13,610,417
11 寄附金	1 財産収入	6,426,788
	2 寄附金	7,183,629
12 繰入金	1 寄附金	122,001
	1 特別会計繰入金	122,001
	2 基金繰入金	77,764,395
13 繰越金	1 特別会計繰入金	17,821,757
	2 基金繰入金	59,942,638
14 諸収入	1 繰越金	506,832
		506,832
		56,771,018

		1	延滞金、加算金及び過料等	2,948,000
		2	預金利息	46,800
		3	貸付金元利収入	27,512,943
		4	受託事業収入	3,193,527
		5	収益事業収入	15,206,723
		6	利子割精算金収入	142,000
		7	雑収入	7,721,025
15	県債		314,229,000	
		1	県債	314,229,000
	歳入	合計		1,695,951,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	3,052,121
		3,052,121
2 総務費	1 総務管理費	112,650,652
	2 企画費	30,426,677
	3 県民費	11,345,882
	4 環境費	6,825,322
	5 徴税費	10,155,383
	6 市町村振興費	40,750,555
	7 選挙費	6,081,839
	8 防災費	2,909,116
	9 統計調査費	2,200,549
	10 人事委員会費	1,312,589
	11 監査委員費	294,651
3 民生費		348,089
	1 社会福祉費	218,591,677
		163,596,772

	4	衛生費	2	児童福祉費	44,974,275
			3	生活保護費	10,019,954
			4	災害救助費	676
					53,297,699
			1	公衆衛生費	20,516,048
			2	環境衛生費	1,562,908
			3	保健所費	5,203,717
			4	医薬費	17,727,705
			5	公営企業支出金	8,287,321
5	労働費			3,619,755	
		1	労働政費	1,125,471	
		2	職業訓練費	2,326,283	
6	農林水産業費	3	労働委員会費	168,001	
				26,593,841	
		1	農業費	7,865,900	
			2	蚕糸特産及び水産業費	615,901
			3	畜産業費	1,426,482

款	項	金額
7 商 工 費	4 林業費	4,959,881
	5 農地費	11,725,677
		17,799,208
	1 商工業費	17,760,700
	2 観光費	38,508
8 土 木 費		160,535,095
	1 土木管理費	13,285,279
	2 道路橋りょう費	63,619,532
	3 河川費	39,476,826
	4 都市計画費	33,370,861
9 警 察 費	5 住宅費	10,782,597
		147,434,637
	1 警察管理費	136,266,312
10 教 育 費	2 警察活動費	11,168,325
		552,378,792
	1 教育総務費	78,657,098

11 災 害 復 旧 費	2 小 学 校 費	179,867,632	
		3 中 学 校 費	107,400,190
		4 高 等 学 校 費	99,149,463
		5 特 別 支 援 学 校 費	37,888,128
		6 大 学 費	3,306,111
		7 私 立 学 校 費	39,471,471
		8 社 会 教 育 費	4,927,709
		9 保 健 体 育 費	1,710,990
		50,970	
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	8,550		
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	42,420	
12 公 債 費	244,826,656		
	1 公 債 費	244,826,656	
13 諸 支 出 金	154,619,897		
	1 公 営 企 業 支 出 金	8,502,897	
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	58,653,000	
	3 利 子 割 交 付 金	4,013,000	

款	項	金額
	4 配当割交付金	1,626,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	546,000
	6 地方消費税交付金	62,635,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	1,900,000
	8 特別地方消費税交付金	1,000
	9 自動車取得税交付金	10,200,000
	10 軽油引取税交付金	6,500,000
	11 利子割精算金	43,000
14 子備費	1 子備費	500,000
歳出	合計	1,695,951,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県庁舎耐震改修事業費(平成21年度着工分)	524,933	平成21年度 平成22年度	306,892 218,041
		県有施設耐震改修事業費(平成21年度着工分)	606,734	平成21年度 平成22年度	303,401 303,333
3 民生費	2 児童福祉費	南児童相談所・一時保護所棟整備費	964,048	平成21年度 平成22年度	374,001 590,047
9 警察費	1 警察管理費	寄居警察署庁舎建設費	2,367,261	平成21年度 平成22年度 平成23年度	317,715 609,222 1,440,324

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	総合教育センター整備費	3,196,429	平成21年度 平成22年度	898,118 2,298,311
	4 高 等 学 校 費	県立蓮田新校(仮称)図書室棟建設費	319,334	平成21年度 平成22年度	106,731 212,603

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(平成21年度発行分)	平成21年度から平成31年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額	
大型電子計算機システム再編	平成22年度		192,000
埼玉高速鉄道株式会社借入金損失補償(平成21年度借入分)	平成21年度以降	埼玉高速鉄道株式会社が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から譲渡された区間のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への償還に当たり借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子(遅延利子を含む。)について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額	
私立学校振興資金融資貸付金利子補助(平成21年度融資分)	平成22年度から平成36年度まで		34,777
私立学校振興資金融資損失補償(平成21年度融資分)	平成21年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額	

事	項	期	間	限	度	額
	本庁舎設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	平成23年度から平成27年度まで				498,870
	熊谷地方庁舎等エコオフィス化改修及び維持管理業務	平成22年度から平成28年度まで				114,870
	防災情報システム開発	平成22年度から平成23年度まで				232,342
	環境創造資金利子補給(平成21年度融資分)	平成22年度から平成31年度まで				52,002
	青空再生低公害車導入資金利子補給(平成21年度融資分)	平成22年度から平成28年度まで				157,609
	青空再生低公害車導入資金損失補償(平成21年度保証分)	平成21年度から平成31年度まで				県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことよって生じた代位弁済額の元金(責任共有制)

			<p>度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額</p>
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助(平成21年度融資金分)	平成22年度から平成41年度まで	236,024	
民間社会福祉施設整備促進事業損失補償(平成21年度融資金分)	平成21年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額	
彩の国福祉のまちづくり資金利子補助(平成21年度融資金分)	平成22年度から平成31年度まで	4,322	
社会福祉施設経営安定化融資金利子補助(平成21年度融資金分)	平成22年度	252	

事 項	期 間	限 度	額
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償(平成21年度融資分)	平成21年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額	
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償(平成21年度融資分)	平成21年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額	
西部地域振興ふれあい拠点施設の整備及び管理運営業務	平成21年度から 平成44年度まで		11,350,064
東部地域振興ふれあい拠点施設の整備	平成21年度から 平成22年度まで		2,779,701
小規模事業資金損失補償(平成21年度保証分)	平成21年度から 平成39年度まで	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資 額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証 を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金から 中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受け た保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額	

<p>起業家育成資金損失補償(平成21年度保証分)</p>	<p>平成21年度から 平成39年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことよって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保証法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成21年度保証分)</p>	<p>平成21年度から 平成36年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保証法第2条第</p>

事項	期間	限度額
		<p>4項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては5分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額</p>
企業パワーアップ資金損失補償(平成21年度保証分)	平成21年度から平成39年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと

		<p>によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成21年度保証分）</p>	<p>平成21年度から平成36年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち一般貸付（予約貸付枠に限る。）及び中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、</p>

事項	期間	限度額
		<p>代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、一般貸付(予約貸付枠に限る。)にあつては4分の1、中小企業応援貸付にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
<p>借換資金損失補償(平成21年度保証分)</p>	<p>平成21年度から平成36年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことよつて生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づき負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)</p>

		<p>を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額</p>
<p>要件緩和型経営安定資金損失補償(平成21年度保証分)</p>	<p>平成21年度から平成36年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度	額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(平成21年度融資分)	平成22年度から 平成36年度まで		4,294,564
勤労者支援資金損失補償(平成21年度保証分)	平成21年度から 平成33年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額のうち、応急資金、結婚 ・子育て支援資金のうち扶養する子の就学に要する 資金又は失業資金の元金に相当する額の100分の 50の額	
農地保有合理化事業資金損失補償(平成21年度融資分)	平成21年度から 平成32年度まで	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額	
農業近代化資金等利子補助(平成21年度融資分)	平成22年度から 平成42年度まで		168,677

農業災害復旧経営資金利子補助(平成21年度融資分)	平成22年度から平成28年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償(平成21年度融資分)	平成21年度から平成28年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超過するときは、当該融資額の4分の1に相当する額
経営体育成総合融資制度利子補助(平成21年度融資分)	平成22年度から平成47年度まで	53,063
卸売市場施設整備資金利子補助(平成21年度融資分)	平成22年度から平成28年度まで	918
埼玉県農林公社造林資金等損失補償(平成21年度借入分)	平成21年度から平成72年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁

事 項	期 間	限 度	額
農業集落排水整備推進交付金(平成21年度施行分)	平成22年度から 平成26年度まで	済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額	60,825
直轄土地改良事業負担金	平成21年度から 平成31年度まで		15,175,169
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金(平成21年度取得分)	平成22年度から 平成31年度まで		2,267,935
埼玉県土地開発公社借入金債務保証(平成21年度借入分)	平成21年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額	

特定構造物改築事業	平成22年度	1,200,000
住宅ローン負担軽減補助(平成21年度補助対象分)	平成22年度から 平成25年度まで	1,600,000
警察職員情報総合システム開発	平成22年度	487,974
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金(平成21年度建設分)	平成22年度から 平成45年度まで	623,294
放置車両確認事務	平成22年度	494,748

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
知事部局等職員退職手当	1,800,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額を下げ、発行価格が額を下回るときは、その額を発行価格差減額をうめるため必要な金額とすべく加算した金額とする。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	4,162,000	上	同	同
埼玉高速鉄道株式会社出資金	668,000	上	同	同
ふるさと自然再生事業	104,000	上	同	同
身近な緑公有地化事業	68,000	上	同	同
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	上	同	同
消防学校施設整備事業	21,000	上	同	同

心身障害児(者) 援護施設等整備事業	152,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	1,800,000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	119,000	同	上	同	上	同	上
南児童相談所・一時保護所整備事業	353,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	26,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	9,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	42,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	104,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道事業	444,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独治山事業	146,000	同 上	同 上	同 上
治山事業	172,000	同 上	同 上	同 上
地すべり防止事業	115,000	同 上	同 上	同 上
県単独農業基盤整備事業	596,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業	1,195,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業(土地改良)負担金	506,000	同 上	同 上	同 上

西部地域振興ふれあい拠点施設 整備事業	180,000	同	上	同	上	同	上
東部地域振興ふれあい拠点施設 整備事業	986,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	18,768,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化(道路)整備事業	272,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	7,815,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	8,041,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	7,086,000	同	上	同	上	同	上
河川等関連公共施設整備促進事業	356,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	419,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防事業	224,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
自然災害防止事業	500,000	同上	同上	同上
水防情報システム整備事業	75,000	同上	同上	同上
直轄事業負担金	24,160,000	同上	同上	同上
県単独街路事業	4,166,000	同上	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	50,000	同上	同上	同上

街路事業	3,491,000	同	上	同	上	同	上
県単独公園事業	1,120,000	同	上	同	上	同	上
公園事業	1,987,000	同	上	同	上	同	上
警察職員退職手当	2,000,000	同	上	同	上	同	上
へリコプター整備事業	830,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	3,546,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,031,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	15,100,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	6,008,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	2,621,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	1,261,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
土木施設災害復旧事業	10,000	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資金	3,623,000	同上	同上	同上
平成11年度発行県債償還金	48,919,000	同上	同上	同上
公的資金繰上償還金	2,168,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	134,780,000	同上	同上	同上

平成21年度埼玉県公債費特別会計予算

平成21年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ330,479,902千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		175,614,902
	1 一 般 会 計 繰 入 金	108,893,208
	2 特 別 会 計 繰 入 金	2,678,694
	3 基 金 繰 入 金	64,043,000

款	項	金額
2 県債		154,865,000
	1 県債	154,865,000
歳入 合計		330,479,902

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公債費		330,479,902
	1 公債費	330,479,902
歳出 合計		330,479,902

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一 一般会計 平成11年度及び平成16年度 発行県債償還金	152,879,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
流域下水道事業特別会計 平成11年度発行県債償還金	1,986,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成21年度埼玉県証紙特別会計予算

平成21年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,086,927千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	28,086,926
	1 証 紙 収 入	28,086,926
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1
	合 計	28,086,927

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰出金	1 一般会計繰出金	28,080,927
	2 返還金	6,000
合計		28,086,927

平成21年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成21年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,482,519千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		90,839
	1 財 産 運 用 収 入	90,839
2 繰 入 金		9,120,000
	1 基 金 繰 入 金	9,120,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		5,271,679

	1 貸付金元利収入		5,271,679
歳入	合計		14,482,519

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村振興事業費		14,482,519
	1 市町村振興事業費	14,482,519
歳出	合計	14,482,519

平成21年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成21年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ369,560千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		163,530
	1 国庫負担金	163,530
2 財産収入		31,416
	1 財産運用収入	31,416
3 繰入金		174,613
	1 基金繰入金	174,613
4 繰越金		1

	1 繰越金	1
歳入	合計	369,560

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		369,560
	1 救助費	338,143
	2 基金積立金	31,417
歳出	合計	369,560

平成21年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成21年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ504,125千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰 入 金		
	1 繰 入 金	20,650
2 繰 越 金		
	1 繰 越 金	137,526
3 諸 収 入		
	1 貸 付 金 元 利 収 入	345,949
		300,572

	2 預 金 利 子	826
	3 雑 入	44,551
歳 入	合 計	504,125

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		504,125
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	504,125
歳 出	合 計	504,125

平成21年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成21年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,129,375千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		10,146
	1 繰 入 金	10,146
2 繰 越 金		250,045
	1 繰 越 金	250,045
3 諸 収 入		1,869,184
	1 預 金 利 子	2,000
	2 貸 付 金 元 利 収 入	1,866,464

	3 雑 入	720
歳 入	合 計	2,129,375

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		2,127,375
	1 資 金 貸 付 費	2,127,375
		2,000
2 予 備 費	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	2,129,375

平成21年度埼玉県農業改良資金特別会計予算

平成21年度埼玉県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			83,685
	1 繰入金	金	50
	2 繰越金	金	16,000
	3 諸収入	収入	67,635

2 業務勘定収入	1 繰入金	4,825
	2 繰越金	4,575
	3 諸収入	248
	合計	2
3 就農支援資金貸付勘定収入	1 繰入金	64,982
	2 繰越金	15,529
	3 諸収入	1
	4 県債	18,455
4 就農支援資金業務勘定収入	1 繰入金	30,997
	2 繰越金	807
	3 諸収入	767
	合計	38
歳入	合計	154,299

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 貸付勘定		83,685
	1 農業改良資金貸付費	83,685
2 業務勘定		4,825
	1 管理指導事務費	4,625
	2 予備費	200
3 就農支援資金貸付勘定		64,982
	1 就農支援資金貸付費	64,982
4 就農支援資金業務勘定		807
	1 管理指導事務費	797
	2 予備費	10
歳出	合計	154,299

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	30,997	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成21年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成21年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,505千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 貸付勘定収入	1 繰入金	38,800
	2 繰入金	480
	3 諸収入	17,399
2 業務勘定収入		20,921
	1 繰入金	705
	2 諸収入	225
歳入	合計	480
	合計	39,505

歳出

（単位 千円）

款	項	金額
1 貸付勘定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業務勘定		705
	1 管理指導事務費	685
	2 予備費	20
歳出	合計	39,505

平成21年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成21年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,541千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		2,794
	1 財 産 運 用 収 入	2,794
2 繰 入 金		27,928
	1 繰 入 金	27,928
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		23,818

	1 貸付金元利収入	23,817
	2 雑収入	1
歳入	合計	54,541

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費	1 本多静六博士育英事業費	53,541
2 予備費	1 予備費	1,000
歳出	合計	54,541

平成21年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成21年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,583,257千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		3,583,255
	1 財 産 運 用 収 入	222,317
	2 財 産 売 払 収 入	3,360,938
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料			1
	1 使用料		1
歳入	合計		4,583,257

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		3,393,127
	1 用地事業費	3,393,127
2 公債費		1,190,130
	1 公債費	1,190,130
歳出	合計	4,583,257

平成21年度埼玉県流域下水道事業特別会計予算

平成21年度埼玉県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,567,122千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金	額
1 分 担 金 及 び 負 担 金			24,421,234
	1 負 担 金		24,421,234

2 使用料及び手数料		1 使用料	8,557
3 国庫支出金		1 国庫補助金	5,879,250
4 財産収入		1 財産売却収入	147,735
5 繰入金		1 繰入金	7,347,210
6 繰越金		1 繰越金	4,385,031
7 諸収入		1 雑収入	105
8 県債		1 県債	4,378,000
歳入	合計		46,567,122

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 流域下水道事業費		36,665,728
	1 流域下水道管理費	26,863,538
	2 流域下水道建設費	9,802,190
2 公債費		9,840,394
	1 公債費	9,840,394
3 予備費		61,000
	1 予備費	61,000
歳出	合計	46,567,122

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
荒川左岸南部流域下水道事業(平成21年度契約分)	平成22年度から平成24年度まで		7,335,500
荒川左岸北部流域下水道事業(平成21年度契約分)	平成22年度		1,929,000
荒川右岸流域下水道事業(平成21年度契約分)	平成22年度		1,081,000
中川流域下水道事業(平成21年度契約分)	平成22年度から平成23年度まで		10,315,000
荒川上流流域下水道事業(平成21年度契約分)	平成22年度		645,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単独流域下水道建設事業	172,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
流域下水道建設事業	1,762,000	同上	同上	同上
資本費平準化債	2,444,000	同上	同上	同上

平成21年度埼玉県営住宅事業特別会計予算

平成21年度埼玉県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,542,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,260,308
	1 住 宅 使 用 料	8,260,308

款	項	金額
2 国庫支出金		2,040,774
	1 国庫補助金	2,040,774
3 財産収入		90,048
	1 財産運用収入	90,048
4 繰入金		6,365,974
	1 繰入金	6,365,974
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		44,713
	1 敷金運用収入	19,421
	2 雑収入	25,292
7 県債		3,741,000
	1 県債	3,741,000
歳入	合計	20,542,818

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費	13,066,713
	2 住宅建設費	6,777,060
		6,289,653
2 繰出金		7,288,449
	1 繰出金	7,288,449
3 公債費		177,656
	1 公債費	177,656
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		20,542,818

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成21年度公営住宅建設費	8,258,129	平成21年度 平成22年度 平成23年度	875,708 2,284,558 5,097,863

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	3,741,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成21年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成21年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ744,968千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位 千円）

款	項	金 額
1 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	1
	2 繰 入 金	713,547
2 繰 入 金	1 繰 入 金	713,547

3 繰越金	繰越金	1 繰越金	2,529
		4 諸収入	28,891
		1 貸付金元利収入	28,566
		2 預金利子	27
		3 雑収入	298
歳入		合計	744,968

歳出

(単位 千円)

1 高等学校等奨学金事業費	奨学金事業費	1 高等学校等奨学金事業費	744,968
		合計	744,968
		歳出	744,968

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償(平成21年度保証分)	平成21年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内 でこの債務の保証を行った者がこれを行ったこと によって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額	

平成21年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成21年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,652,096千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入	1 入 場 料 収 入	119,690
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入	1 投 票 券 発 売 収 入	39,419,895
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
	3 財 産 収 入	225,965

款	項	金額	
	1 財産運用収入		225,964
	2 財産売却収入		1
	4 繰入金		2
5 諸収入	1 繰越金		2
	1 預金利息		1
	2 収益事業収入		1
	3 雑収入		886,542
歳入	合計		40,652,096

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公 営 競 技 総 務 費	1 公 営 競 技 総 務 費	398,558
		398,558
2 公 営 競 技 事 業 費	1 公 営 競 技 事 業 費	39,540,815
		39,540,815
3 繰 出 金	1 繰 出 金	706,723
		706,723
4 予 備 費	1 予 備 費	6,000
		6,000
歳 出	合 計	40,652,096

平成21年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	319床
がんセンター	400床
小児医療センター	300床
精神医療センター	200床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	92,345 人	87,120 人
がんセンター	131,400	187,550
小児医療センター	90,775	141,575
精神医療センター	56,575	38,720

(2) 1日平均患者数

区分	入院	外来
循環器・呼吸器病センター	253人	360人
がんセンター	360	775
小児医療センター	249	585
精神医療センター	155	160

3 主なる建設改良事業

2,465,294 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	37,631,531 千円
第1項 医療業収益	29,819,369 千円
第2項 医療業外収益	7,812,161 千円
第3項 特別利益	1 千円
第1款 病院事業費用	37,874,736 千円

支 出

第1項	医業費用	37,189,592千円
第2項	医業外費用	665,143千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,621,793千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,456千円、減債積立金244,770千円及び過年度分損益勘定留保資金2,374,567千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入	824,882千円	
第1項	他会計負担金	717,310千円	
第2項	固定資産売却代金	1千円	
第3項	国庫補助金	107,571千円	
		支	出
第1款	資本的支出	3,446,675千円	
第1項	建設改良費	2,465,294千円	
第2項	開発費	19,301千円	
第3項	企業債償還金	962,080千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
循環器・呼吸器病センター医療情報システム開発	平成22年度		892,500

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

17,539,279 千円

(2) 交 際 費

1,800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,649,756千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類 器械備品

名称
数 医療画像情報システム
一式

平成21年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 給水事業所数 | 170社 |
| (2) 年間総給水量 | 77,687,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 212,843 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	支出
第1款 事業収益	1,977,051千円	
第1項 営業収益	1,891,672千円	
第2項 営業外収益	85,378千円	
第3項 特別利益	1千円	
第1款 事業費用		1,599,397千円
第1項 営業費用		1,454,051千円

第2項	営業外費用	141,345千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額662,512千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,203千円、建設改良積立金80,000千円、減債積立金150,172千円、過年度分損益勘定留保資金36,897千円及び当年度分損益勘定留保資金392,240千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	799,002千円
第1項	長期貸付金償還金	799,000千円
第2項	固定資産売却代金	1千円
第3項	雑収入	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,461,514千円
第1項	建設改良費	87,342千円
第2項	長期貸付金	1,224,000千円
第3項	企業債償還金	150,172千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	武蔵水路改築事業	904,962	平成21年度	20,038
				平成22年度	114,646
				平成23年度	143,307
				平成24年度	143,307
				平成25年度	157,645
				平成26年度	171,969
				平成27年度	154,050

(単位 千円)

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	項目	期間	限度額
		平成22年度から 平成26年度まで	1,993,845
柿木浄水場管理運営包括委託			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

272,855千円

(2) 交際費

40千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,613千円と定める。

平成21年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| (1) 給水団体数 | 62 団体 |
| (2) 年間総給水量 | 669,986,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 1,835,578 m ³ |
| (4) 主なる建設工事
(収益的収入及び支出) | 13,151,674 千円 |

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		44,712,828 千円
第1項 営業収益		43,714,042 千円
第2項 営業外収益		998,785 千円
第3項 特別利益		1 千円
第1款 事業費	43,812,006 千円	

第1項	営業費用	34,579,780千円
第2項	営業外費用	9,192,225千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	40,000千円
(資本的収入及び支出)		

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,240,824千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額770,352千円、過年度分損益勘定留保資金9,976,310千円及び当年度分損益勘定留保資金11,494,162千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		20,414,058千円
第1項	建設補助金		3,770,448千円
第2項	企業債		8,871,000千円
第3項	他会計出資金		6,333,098千円
第4項	他会計補助金		215,468千円
第5項	他会計からの長期借入金		1,224,000千円
第6項	固定資産売却代金		1千円
第7項	雑収入		43千円
		支	出
第1款	資本的支出		42,654,882千円

第1項	建設改良費	19,352,523千円
第2項	企業債償還金	15,572,600千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	799,000千円
第4項	機構負担年賦金	6,890,759千円
第5項	予備費	40,000千円
(継続費)		

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出			平成21年度	41,747
				平成22年度	238,845
				平成23年度	298,556
				平成24年度	298,556
				平成25年度	328,426
				平成26年度	358,267
				平成27年度	320,938
	1	建設改良費	1,885,335		
		武蔵水路改築事業			

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
庄和浄水場ろ過池電気計装設備更新工事	平成22年度	550,450

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため
 限 度 額 8,871,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| （1） 職 員 給 与 費 | 3,884,639 千円 |
| （2） 交 際 費 | 930 千円 |

（他会計からの補助金）

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,169,799千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、109,173千円と定める。

平成21年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 宅地売却面積
 - (2) 主なる建設工事
- (収益的収入及び支出)

3,015,349 千円

296,200 m²

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収

入

第1款 事業収益

19,984,834 千円

第1項 営業収益

19,929,627 千円

第2項 営業外収益

55,206 千円

第3項 特別利益

1 千円

支

出

第1款 事業費

15,662,228 千円

第1項 営業費用

13,844,947 千円

第2項 営業外費用

4,420 千円

第3項 特別損失

1,792,861 千円

第4項 予備費 20,000千円
(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,297,190千円は、過年度分損益勘定留保資金12,297,190千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	994,104千円	
第1項 長期貸付金償還金	994,103千円	
第2項 雑収入	1千円	
		支 出
第1款 資本的支出		13,291,294千円
第1項 建設改良費		3,015,349千円
第2項 建設準備費		75,945千円
第3項 長期貸付金		10,000,000千円
第4項 予備費		200,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費
(2) 交際費

398,541千円

290千円

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

1 処分する資産

種類	土地
名称	上里ゴルフ場施設用地 児玉郡上里町大字黛地内外
数量	68,690 m ²
処分の態様	譲与

種類	建物
名称	上里ゴルフ場施設用建物
数量	一式
処分の態様	譲与

種類	構築物
名称	上里ゴルフ場ゴルフ施設
数量	一式
処分の態様	譲与

平成21年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)

平成21年度埼玉県一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,549,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,704,500,593千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財 産 収 入		13,610,417	218,657	13,829,074
	1 財 産 運 用 収 入	6,426,788	218,657	6,645,445
12 繰 入 金		77,764,395	8,326,970	86,091,365
	2 基 金 繰 入 金	59,942,638	8,326,970	68,269,608
14 諸 収 入		56,771,018	3,966	56,774,984
	7 雑 収 入	7,721,025	3,966	7,724,991
歳 入	合 計	1,695,951,000	8,549,593	1,704,500,593

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	112,650,652	408,428	113,059,080
	2 企画費	30,426,677	17,640	30,444,317
	3 県民費	11,345,882	45,790	11,391,672
	4 環境費	6,825,322	180,558	7,005,880
	5 徴税費	10,155,383	80,512	10,235,895
	6 防	40,750,555	32,373	40,782,928
	7 防	2,200,549	51,555	2,252,104
	8 防	218,591,677	3,332,525	221,924,202
3 民生費	1 社会福祉費	163,596,772	2,420,758	166,017,530
	2 児童福祉費	44,974,275	911,767	45,886,042
4 衛生費	1 公衆衛生費	53,297,699	2,204,024	55,501,723
	2 保健所費	20,516,048	2,043,594	22,559,642
	3 保健所費	5,203,717	43,539	5,247,256
	4 医薬費	17,727,705	116,891	17,844,596
5 労働費		3,619,755	1,869,818	5,489,573

	1	労政費	1,125,471	1,857,366	2,982,837
	2	職業訓練費	2,326,283	12,452	2,338,735
6 農林水産業費			26,593,841	144,429	26,738,270
	1	農業費	7,865,900	12,191	7,878,091
	2	蚕糸特産及び水産業費	615,901	22,008	637,909
	3	畜産業費	1,426,482	13,710	1,440,192
7 商工費	4	林業費	4,959,881	96,520	5,056,401
			17,799,208	118,688	17,917,896
	1	商工業費	17,760,700	36,425	17,797,125
	2	観光費	38,508	82,263	120,771
8 土木費			160,535,095	72,129	160,607,224
	1	土木管理費	13,285,279	18,695	13,303,974
	4	都市計画費	33,370,861	53,434	33,424,295
			147,434,637	196,626	147,631,263
9 警察費	2	警察活動費	11,168,325	196,626	11,364,951
			552,378,792	202,926	552,581,718
10	教育費				

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	78,657,098	10,979	78,668,077
	4 高等学校費	99,149,463	74,378	99,223,841
	5 特別支援学校費	37,888,128	11,880	37,900,008
	7 私立学校費	39,471,471	74,030	39,545,501
	8 社会教育費	4,927,709	31,659	4,959,368
歳出	合計	1,695,951,000	8,549,593	1,704,500,593

埼玉県告示第六百三十三号

埼玉県議会平成二十一年二月定例会において議決された平成二十年度埼玉県一般会計補正予算(第四号)並びに平成二十年度埼玉県一般会計補正予算(第五号)、平成二十年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉市町村振興事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県農業改良資金特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県流域下水道事業特別会計補正予算(第二号)、平成二十年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第一号)、平成二十年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第一号)及び平成二十年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第一号)を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年四月二十日

埼玉県知事 上田清司

平成20年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成20年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,580,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,754,989,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金	2 負担金	5,316,691	30,040	5,346,731
		5,112,789	30,040	5,142,829
9 国庫支出金	2 国庫補助金	149,375,687	29,920,116	179,295,803
		49,597,963	29,920,116	79,518,079
10 財産収入	1 財産運用収入	11,062,195	19,576	11,081,771
		6,303,181	19,576	6,322,757
12 繰入金	2 基金繰入金	69,630,943	173,656	69,804,599
		61,241,873	173,656	61,415,529
13 繰越金	1 繰越金	3,117,754	3,070	3,120,824
		3,117,754	3,070	3,120,824
15 県債	1 県債	275,746,000	2,434,000	278,180,000
		275,746,000	2,434,000	278,180,000
歳入	合計	1,722,409,127	32,580,458	1,754,989,585

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		103,344,125	663,340	104,007,465
	1 総務管理費	27,008,379	62,840	27,071,219
	3 環境県民費	12,955,299	600,500	13,555,799
3 民生費		212,064,596	8,363,870	220,428,466
	1 社会福祉費	158,356,700	3,349,178	161,705,878
	2 児童福祉費	43,722,588	5,014,692	48,737,280
4 衛生費		52,088,464	4,599,907	56,688,371
	1 公衆衛生費	19,449,009	4,599,907	24,048,916
5 労働費		3,453,319	10,859,041	14,312,360
	1 労政費	1,165,317	10,859,041	12,024,358
6 農林水産業費		28,864,106	302,000	29,166,106
	4 林業費	4,884,328	302,000	5,186,328
8 土木費		173,729,161	7,792,300	181,521,461
	2 道路橋りょう費	67,684,037	5,283,000	72,967,037

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	34,481,117	2,167,300	36,648,417
	4 都市計画費	47,049,423	342,000	47,391,423
歳出	合計	1,722,409,127	32,580,458	1,754,989,585

第2表 繰越明許費補正
追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	県有施設耐震改修事業費	62,840
6 農林水産業費	4 林業費	森林整備推進事業費 木材利用拡大対策事業費	80,000 150,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路環境整備費	500,000
		災害防除費	50,000
		道路安全施設費	400,000
		地方道路交付金(維持)整備費	274,500
		地方道路交付金(維持)整備事業費	335,500
		地方道路交付金(交通安全)整備費	306,000
		地方道路交付金(交通安全)整備事業費	374,000
		地方道路交付金(改築)整備費	1,173,600
		地方道路交付金(改築)整備事業費	1,434,400
		橋りょう修繕費	235,000
		河川維持修繕費	1,413,500

款	項	事業名	金額
	3 河川費	総合治水対策特定河川事業費 総合流域防災(河川)事業費 砂防維持修繕費 急傾斜地崩壊対策事業費 総合流域防災(砂防)事業費	450,000 264,000 9,000 10,800 20,000
	4 都市計画費	地方道路交付金(街路)整備費 地方道路交付金(街路)整備事業費 公園施設整備事業費	85,500 104,500 28,000

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	4 林業費	治山事業費	25,000	治山事業費	97,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改築事業費	228,000	道路改築事業費	428,000
		4 都市計画費	街路改良事業費	120,000	街路改良事業費

第3表 債務負担行為補正
追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額
舗装補修事業	平成21年度	152,000
道路改築事業	平成21年度	100,000
橋りょう整備事業	平成21年度	200,000
街路改良事業	平成21年度	300,000
本庄新都心土地区画整理事業	平成21年度	100,000

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備事業	3,009,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し、利率見直し後の利率については、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	3,051,000	(補正前に同じ。)		
地すべり防止事業	90,000	同	同	同	126,000	(同)	同	(同)
県単独道路建設事業	24,345,000	同	同	同	26,080,000	(同)	同	(同)

電線地中化(道路)整備事業	263,000	同	上同	上同	上同	上	281,000	(同)	上)
道路事業	5,253,000	同	上同	上同	上同	上	5,353,000	(同)	上)
河川事業	6,923,000	同	上同	上同	上同	上	7,280,000	(同)	上)
砂防事業	323,000	同	上同	上同	上同	上	338,000	(同)	上)
単独街路事業	6,354,000	同	上同	上同	上同	上	6,422,000	(同)	上)
街路事業	2,194,000	同	上同	上同	上同	上	2,243,000	(同)	上)
公園事業	1,377,000	同	上同	上同	上同	上	1,391,000	(同)	上)

平成20年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

平成20年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,339,786千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,730,649,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県税	1 県民税	820,600,000	△35,200,000	785,400,000
	2 事業税	358,963,000	△9,237,000	349,726,000
	3 地方消費税	199,809,000	△14,337,000	185,472,000
	4 不動産取得税	57,131,000	2,355,000	59,486,000
	5 県たばこ税	20,824,000	△2,251,000	18,573,000
	6 県たばこ税	14,003,000	△697,000	13,306,000
	7 自動車税	93,800,000	△428,000	93,372,000
	9 自動車取得税	25,249,000	△4,076,000	21,173,000
	10 軽油引取税	48,167,000	△6,529,000	41,638,000
	2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	110,440,000	△1,980,000
1 地方消費税清算金		110,440,000	△1,980,000	108,460,000
3 地方譲与税	1 地方道路譲与税	4,942,000	△464,000	4,478,000
	1 地方道路譲与税	4,614,000	△464,000	4,150,000
4 地方特例交付金		9,557,000	3,251,110	12,808,110

5 地 方 交 付 税	1 地 方 特 例 交 付 金	7,056,000	1,110,680	8,166,680
	2 特 別 交 付 金	2,501,000	266	2,501,266
	3 地 方 税 等 減 収 補 て り 臨 時 交 付 金		2,140,164	2,140,164
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		173,000,000	7,324,502	180,324,502
	1 地 方 交 付 税	173,000,000	7,324,502	180,324,502
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,368,000	△241,084	2,126,916
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,368,000	△241,084	2,126,916
8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,346,731	△175,354	5,171,377
	2 負 担 金	5,142,829	△175,354	4,967,475
	1 使 用 料	29,371,225	△103,135	29,268,090
9 国 庫 支 出 金		17,856,595	10,545	17,867,140
	2 手 数 料	11,514,630	△113,680	11,400,950
	1 国 庫 負 担 金	179,295,803	△6,328,435	172,967,368
3 委 託 金		97,614,153	△2,559,743	95,054,410
	2 国 庫 補 助 金	79,518,079	△3,352,799	76,165,280
	3 委 託 金	2,163,571	△415,893	1,747,678

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財産収入	1 財産運用収入	11,081,771	△906,122	10,175,649
	2 財産売却収入	6,322,757	△295,124	6,027,633
11 寄附金	1 寄附金	4,759,014	△610,998	4,148,016
	2 寄附金	113,800	31,000	144,800
12 繰入金	1 特別会計繰入金	113,800	31,000	144,800
	2 基金繰入金	69,804,599	△40,753,243	29,051,356
13 繰越金	1 特別会計繰入金	8,389,070	△11,850	8,377,220
	2 基金繰入金	61,415,529	△40,741,393	20,674,136
14 諸収入	1 繰越金	3,120,824	2,776,796	5,897,620
	2 預金利息	3,120,824	2,776,796	5,897,620
14 諸収入	3 貸付金元利収入	57,767,832	4,745,179	62,513,011
	4 受託事業収入	340,000	326,000	666,000
	5 貸付金元利収入	25,456,734	△619,668	24,837,066
	6 受託事業収入	3,811,754	△238,292	3,573,462
	7 収益事業収入	15,564,069	5,385,514	20,949,583

	6 利子割精算金収入	83,000	58,000	141,000
		7 雑入	9,594,275	△166,375
15 県債		278,180,000	43,683,000	321,863,000
	1 県債	278,180,000	43,683,000	321,863,000
歳入	合計	1,754,989,585	△24,339,786	1,730,649,799

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費	1 議会費	3,074,934	△65,453	3,009,481
		104,007,465	△8,664,627	95,342,838
		27,071,219	△908,141	26,163,078
		13,072,563	△1,238,977	11,833,586
		13,555,799	△1,363,689	12,192,110
		40,938,666	△4,609,047	36,329,619
		5,262,514	△356,960	4,905,554
		2,174,387	△42,785	2,131,602
		1,201,237	△127,211	1,074,026
		287,557	△10,361	277,196
2 総務費	10 監査委員費	357,192	△7,456	349,736
		220,428,466	△5,685,238	214,743,228
		161,705,878	△4,280,748	157,425,130
3 民生費	2 児童福祉費	48,737,280	△1,316,938	47,420,342

4 衛生費	3 生活保護費	9,984,855	△87,552	9,897,303
	1 公衆衛生費	56,688,371	△1,198,780	55,489,591
	2 環境衛生費	24,048,916	△264,944	23,783,972
	3 保健所費	1,562,569	△27,692	1,534,877
5 労働費	3 保健所費	5,212,779	△153,203	5,059,576
	4 医薬費	17,621,210	△752,941	16,868,269
	1 労働政費	14,312,360	△60,828	14,251,532
	2 職業訓練費	12,024,358	△1,790	12,022,568
6 農林水産業費	3 労働委員会費	2,122,391	△54,947	2,067,444
	1 農業費	165,611	△4,091	161,520
	2 蚕糸特産及び水産業費	29,166,106	△2,878,401	26,287,705
	3 畜産業費	9,625,546	△2,081,960	7,543,586
	4 林業費	655,498	△55,156	600,342
5 農地費	3 畜産業費	1,573,508	△147,075	1,426,433
	4 林業費	5,186,328	△177,299	5,009,029
	5 農地費	12,125,226	△416,911	11,708,315

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費	1 商工業費	17,683,736	△545,469	17,138,267
	2 観光費	17,646,095	△545,469	17,100,626
8 土木費	1 土木管理費	37,641	0	37,641
	2 土木管理費	181,521,461	△315,184	181,206,277
	1 道路橋りょう費	13,257,816	△252,772	13,005,044
	2 道路橋りょう費	72,967,037	△2,779,417	70,187,620
	3 河川費	36,648,417	△565,289	36,083,128
4 都市計画費	4 都市計画費	47,391,423	3,806,638	51,198,061
	5 住宅費	11,256,768	△524,344	10,732,424
	9 警察費	142,438,948	△1,514,772	140,924,176
9 警察費	1 警察管理費	130,728,264	△1,489,863	129,238,401
	2 警察活動費	11,710,684	△24,909	11,685,775
10 教育費	546,589,553	△11,834,289	534,755,264	
	1 教育総務費	70,691,751	△4,765,031	65,926,720
	2 小学校教育費	181,384,120	△1,865,397	179,518,723

11 災 害 復 旧 費	3 中 学 校 費	107,081,690	△1,274,639	105,807,051	
		4 高 等 学 校 費	99,585,611	△1,877,372	97,708,239
		5 特 別 支 援 学 校 費	36,629,037	△1,050,207	35,578,830
		6 大 学 費	3,206,669	△98,369	3,108,300
		7 私 立 学 校 費	39,240,137	△95,502	39,144,635
		8 社 会 教 育 費	4,849,220	△173,037	4,676,183
		9 保 健 体 育 費	3,921,318	△634,735	3,286,583
			299,331	△144,271	155,060
			14,525	△886	13,639
12 公 債 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	280,850,249	15,944,981	296,795,230	
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	284,806	△143,385	141,421	
	1 公 債 費	280,850,249	15,944,981	296,795,230	
13 諸 支 出 金		157,428,605	△7,377,455	150,051,150	
	1 公 営 企 業 支 出 金	8,173,605	△177,455	7,996,150	
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	53,897,000	2,302,000	56,199,000	
	3 利 子 割 交 付 金	5,602,000	△1,053,000	4,549,000	

款	項	補正前額	補正額	計
歳出	4 配当割交付金	3,815,000	△2,115,000	1,700,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	2,360,000	△1,770,000	590,000
	6 地方消費税交付金	56,512,000	△926,000	55,586,000
	9 自動車取得税交付金	17,900,000	△2,700,000	15,200,000
	10 軽油引取税交付金	7,100,000	△900,000	6,200,000
	11 利子割精算金	68,000	△38,000	30,000
	合計	1,754,989,585	△24,339,786	1,730,649,799

第2表 継続費補正
変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度割額	総額	年度割額
2 総務費	1 総務管理費	県有施設耐震改修事業費(平成20年度着工分)	518,336	平成20年度 平成21年度 259,202 259,134	371,244	平成20年度 平成21年度 112,110 259,134
			1,997,928	平成20年度 平成21年度 237,925 1,760,003	1,953,505	平成20年度 平成21年度 195,855 1,757,650
			3,746,231	平成18年度 平成19年度 502,459 2,187,090	3,717,677	平成18年度 平成19年度 502,459 2,187,090
9 警察費	1 警察管理費	上尾警察署庁舎建設費	3,215,763	平成20年度 平成21年度 290,642 1,695,298	3,096,753	平成20年度 平成21年度 245,709 1,647,130
			3,215,763	平成22年度 1,229,823	1,203,914	
		3,215,763	平成22年度 1,229,823	1,203,914		

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度割額	総額	年度割額
		航空隊格納庫・事務所棟建設費	328,480	11,352 317,128	319,345	11,352 307,993
		県立高等学校防音校舎空調設備設置費(平成19年度着工分)	169,884	32,584 137,300	150,907	32,584 118,323
10 教育費	4 高等学校費	県立不動岡新校(仮称)実習棟建設費	420,124	96,428 323,696	390,946	96,428 294,518
		県立狭山新校(仮称)実習棟建設費	451,754	61,113 390,641	394,620	61,113 333,507

		県立寄居新校 (仮称) 実習棟建設費	447,535	平成19年度 平成20年度	90,440 357,095	413,798	平成19年度 平成20年度	90,440 323,358
--	--	-----------------------	---------	------------------	-------------------	---------	------------------	-------------------

第3表 繰越明許費補正
追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	心身障害児(者) 援護施設等整備助成費 老人福祉施設整備助成費	145,852 528,800
	4 林業費	森林管理道整備事業費	145,495
6 農林水産業費	5 農地費	かんがい排水事業費	30,500
		ほ場整備事業費	79,800
		畑地帯総合農地整備事業費	69,384
		農地防災事業費	425,970
		中山間総合整備事業費	50,369
		農道整備事業費	104,054
		道路網構想推進費	5,000
		舗装道整備費	110,000
		電線地中化(道路)整備費	97,000
		自転車歩行者道整備費	788,000
	交差点整備費	420,000	
	バリアフリー安全対策費	55,800	
	道路有効活用推進費	56,000	

2 道路橋りょう費	地方特定道路(維持)整備費 地方特定道路(交通安全)整備費 舗装補修事業費 災害防除事業費 交通安全施設整備事業費 道路改築費 地方特定道路(改築)整備費 住宅市街地基盤(道路)整備事業費 地域自立・活性化道路整備事業費 橋りょう補修事業費 橋りょう架換費 橋りょう整備事業費	330,700 1,114,000 64,600 30,000 304,000 834,000 4,408,074 887,736 132,000 139,560 415,015 584,000
	排水機場等施設管理費 河川改修調査費 河川改修費 水辺再生100プラン推進費 広域河川改修事業費 河川環境整備事業費	128,125 23,450 377,500 707,900 1,108,000 59,000

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	3 河 川 費	低地对策河川事業費	62,705
		防災調節池事業費	191,085
		住宅市街地基盤(河川)整備事業費	200,651
		床上浸水対策特別緊急事業費	783,000
		市町村治水事業費負担金	8,900
		新河岸川産業廃棄物処理対策費	7,000
		河川等情報基盤整備事業費	39,000
		砂防施設費	65,000
		急傾斜地崩壊対策費	21,000
		通常砂防事業費	173,000
地すべり対策事業費	115,000		
		総合流域防災(急傾斜地)事業費	54,000
		地方道路交付金(区画整理)整備費	152,944
		地方道路交付金(区画整理)整備事業費	176,301
		地方特定道路土地区画整理組合等補助	160,990
		土地区画整理組合等補助	158,560
		公共団体区画整理事業県道整備費	62,772

	4 都 市 計 画 費	伊奈特定土地区画整理事業費 つくばエクスプレス沿線地域整備推進費 本庄新都心土地区画整理事業推進費 市街地再開発事業等公共施設整備費補助 市街地再開発促進費補助 街路整備費 地方特定道路街路整備費 地域自立・活性化街路整備事業費 公園等施設管理費 競技施設等整備費 安心・安全の公園づくり推進費 公園等建設費 埼玉スタジアム2002公園施設整備費	337, 141 1, 145, 353 545, 734 184, 000 234, 725 682, 400 1, 379, 800 194, 000 70, 000 24, 000 14, 000 150, 610 216, 000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校建物等維持管理費	103, 103
11 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	平成20年発生土木施設災害復旧費	42, 421

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	4 林業費	森林整備推進事業費	80,000	森林整備推進事業費	106,000
		道路環境整備費	500,000	道路環境整備費	548,000
		災害防除費	50,000	災害防除費	132,900
		地(方維持)道路)整備付業費	274,500	地(方維持)道路)整備付業費	361,071
		地(方維持)道路)整備付業費	335,500	地(方維持)道路)整備付業費	441,309
		地(方交通安全)道路)整備付業費	306,000	地(方交通安全)道路)整備付業費	763,200
	2 道路橋りょう費	地(方交通安全)道路)整備付業費	374,000	地(方交通安全)道路)整備付業費	932,800
		地(方改築)道路)整備付業費	1,173,600	地(方改築)道路)整備付業費	1,584,756
		地(方改築)道路)整備付業費	1,434,400	地(方改築)道路)整備付業費	1,936,924
		道路改築工事費	428,000	道路改築工事費	2,716,238
8 土木費		道路改築工事費	235,000	道路改築工事費	945,400

第4表 地方債補正
追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
平成20年度減収補てん債	40,687,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備事業	3,051,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直しをを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利率に借り換えることができる。	2,847,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)
ふるさと自然再生事業	94,000	同	同	同	0			
身近な緑公有地化事業	68,000	同	同	同	30,000			(補正前に同じ。)
広域廃棄物埋立処分場整備事業	386,000	同	同	同	67,000			(同 上)

起債の目的	補		正		前		補		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
防災行政無線高度化 推進事業	77,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算することができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借入れの資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	76,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)	
心身障害児(者)援護施設等整備事業	143,000	同	同	同	91,000	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	
老人福祉施設整備事業	2,455,000	同	同	同	2,368,000	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	
秩父高原牧場基盤整備	12,000	同	同	同	6,000	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	

農業基盤整備事業	973,000	同	上	同	上	同	上	971,000	(同)	上)
直轄事業(土地改良)負担金	456,000	同	上	同	上	同	上	397,000	(同)	上)
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	1,358,000	同	上	同	上	同	上	1,363,000	(同)	上)
県単独道路建設事業	26,080,000	同	上	同	上	同	上	26,071,000	(同)	上)
電線地中化(道路)整備事業	281,000	同	上	同	上	同	上	279,000	(同)	上)
道路事業	5,353,000	同	上	同	上	同	上	5,022,000	(同)	上)
河川等関連公共施設整備促進事業	353,000	同	上	同	上	同	上	356,000	(同)	上)
直轄事業負担金	22,010,000	同	上	同	上	同	上	23,809,000	(同)	上)

起債の目的	補		正		前		補		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
県単独街路事業	6,422,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し、利率見直し方式で借入れの資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	7,408,000	(補正前に同じ。)	(補正前に同じ。)				
街路事業	2,243,000	同上	同上	同上	2,020,000	(同)	同上)				
県単独公園事業	1,855,000	同上	同上	同上	5,927,000	(同)	同上)				
警察署庁舎建設事業	1,809,000	同上	同上	同上	1,669,000	(同)	同上)				

県立高等学校建設事業	6,383,000	同	上	同	上	同	上	4,884,000	(同)	上)
県立特別支援学校建設事業	2,491,000	同	上	同	上	同	上	1,886,000	(同)	上)
社会教育施設整備事業	333,000	同	上	同	上	同	上	294,000	(同)	上)
土木施設災害復旧事業	90,000	同	上	同	上	同	上	42,000	(同)	上)
水道用水供給事業出資金	3,145,000	同	上	同	上	同	上	3,034,000	(同)	上)

平成20年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県公債費特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,109,987千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,308,127千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 入 金		112,360,140	17,109,987	129,470,127
	1 一般会計繰入金	93,361,435	17,123,783	110,485,218
	2 特別会計繰入金	2,836,705	△13,796	2,822,909
歳 入	合 計	175,198,140	17,109,987	192,308,127

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		175,198,140	17,109,987	192,308,127
	1 公債費	175,198,140	17,109,987	192,308,127
歳出	合計	175,198,140	17,109,987	192,308,127

平成20年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県証紙特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,097,719千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,087,392千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入	1 証紙収入	39,085,111	△4,097,719	34,987,392
	合 計	39,185,111	△4,097,719	35,087,392

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰出金		39,179,111	△4,097,719	35,081,392
	1 一般会計繰出金	39,179,111	△4,097,719	35,081,392
歳出	合計	39,185,111	△4,097,719	35,087,392

平成20年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ680,539千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,569,401千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入		66,926	31,213	98,139
	1 財 産 運 用 収 入	66,926	31,213	98,139
2 繰 入 金		9,199,420	△721,221	8,478,199
	1 基 金 繰 入 金	9,199,420	△721,221	8,478,199
4 諸 収 入		4,983,593	9,469	4,993,062
	1 貸 付 金 元 利 収 入	4,983,593	9,469	4,993,062
歳 入	合 計	14,249,940	△680,539	13,569,401

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		14,249,940	△680,539	13,569,401
	1 市町村振興事業費	14,249,940	△680,539	13,569,401
歳出	合計	14,249,940	△680,539	13,569,401

平成20年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344,988千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	1 財産運用収入	28,948	3,409	32,357
	合 計	341,579	3,409	344,988

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 災害救助事業費		341,579	3,409	344,988
	2 基金積立金	28,949	3,409	32,358
歳出	合計	341,579	3,409	344,988

平成20年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ184,339千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,770,401千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	1 繰越金	250,308	2,804	253,112
	3 諸収入	1,694,732	△187,143	1,507,589
3 諸収入	2 貸付金元利収入	1,693,332	△188,526	1,504,806
	3 雑収入	800	1,383	2,183
	合 計	1,954,740	△184,339	1,770,401

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等貸付導入資金		1,952,740	△184,339	1,768,401
	1 資金貸付費	1,952,740	△184,339	1,768,401
歳出	合計	1,954,740	△184,339	1,770,401

平成20年度埼玉県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

平成20年度埼玉県農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,527千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入	1 繰入金	130,325	19,068	149,393
	2 繰越金	50	557	607
	3 繰越収入	26,000	20,915	46,915
2 業務勘定収入	1 繰入金	104,275	△2,404	101,871
	2 繰越金	5,790	△520	5,270
	3 繰越収入	5,540	△5,540	0
3 就農支援資金貸付勘定収入	1 繰入金	248	1,898	2,146
	2 繰越金	2	3,122	3,124
	3 繰越収入	64,982	0	64,982
	1 繰入金	16,639	△6,912	9,727
	2 繰越金	1	18,883	18,884

款	項	補正前の額	補正額	計
4 就農支援資金業務勘定収入	3 諸収入	15,124	1,835	16,959
	4 県債	33,218	△13,806	19,412
	1 繰入金	777	△21	756
	2 繰越金	737	△330	407
歳入	合計	201,874	18,527	220,401

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定		130,325	19,068	149,393
	1 農業改良資金貸付費	130,325	19,068	149,393
2 業務勘定		5,790	△520	5,270
	1 管理指導事務費	5,590	△520	5,070
4 就農支援資金業務勘定		777	△21	756
	1 管理指導事務費	767	△21	746
歳出	合計	201,874	18,527	220,401

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
就農支援資金貸付金	33,218	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	19,412	(補正前に同じ。)
				利率
				償還の方法

平成20年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,413,844千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,194,770千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財 産 収 入		12,866,725	4,156,036	17,022,761
	1 財 産 運 用 収 入	190,663	38,795	229,458
	2 財 産 売 払 収 入	12,676,062	4,117,241	16,793,303
2 繰 入 金		4,914,199	△743,730	4,170,469
	1 繰 入 金	4,914,199	△743,730	4,170,469

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	1,538	1,539
	1 繰越金	1	1,538	1,539
歳入	合計	17,780,926	3,413,844	21,194,770

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		15,357,195	3,413,844	18,771,039
	1 用地事業費	15,357,195	3,413,844	18,771,039
歳出	合計	17,780,926	3,413,844	21,194,770

平成20年度埼玉県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成20年度埼玉県流域下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,441,885千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,348,583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		25,723,014	34,745	25,757,759
	1 負担金	25,723,014	34,745	25,757,759

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		9,461	692	10,153
	1 使用料	9,461	692	10,153
3 国庫支出金		12,594,900	△200	12,594,700
	1 国庫補助金	12,594,900	△200	12,594,700
5 繰入金		7,423,774	△119,251	7,304,523
	1 繰入金	7,423,774	△119,251	7,304,523
6 繰越金		1,361,688	△1,312,957	48,731
	1 繰越金	1,361,688	△1,312,957	48,731
7 諸収入		2	86	88
	1 雑収入	2	86	88
8 県債		6,602,000	△45,000	6,557,000
	1 県債	6,602,000	△45,000	6,557,000
歳入	合計	53,790,468	△1,441,885	52,348,583

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		43,804,194	△1,328,206	42,475,988
	1 流域下水道管理費	23,194,854	△1,233,006	21,961,848
	2 流域下水道建設費	20,609,340	△95,200	20,514,140
2 公債費		9,935,274	△113,679	9,821,595
	1 公債費	9,935,274	△113,679	9,821,595
歳出合計		53,790,468	△1,441,885	52,348,583

第2表 繰越明許費補正
追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	2 流域下水道建設費	流域下水道管理費	725,944
		県単独流域下水道費	266,806
		荒川左岸南部流域下水道事業費	2,092,900
		荒川左岸北部流域下水道事業費	1,643,700
		荒川右岸流域下水道事業費	4,434,900
		中川流域下水道事業費	3,122,100
		古利根川流域下水道事業費	237,630
		荒川上流流域下水道事業費	276,500
		市野川流域下水道事業費	302,130
		利根川右岸流域下水道事業費	885,460

第3表 地方債補正
変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
流域下水道建設事業	3,756,000	借入は普通貸券又は証券	3,711,000	(補正前に同じ。)
		利率		
		償還の方法		

平成20年度埼玉県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県営住宅事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,122千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,785,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使 用 料		7,724,803	3,239	7,728,042
	1 住 宅 使 用 料	7,724,803	3,239	7,728,042

2 国庫支出金		1,512,781	686,618	2,199,399
	1 国庫補助金	1,512,781	686,618	2,199,399
3 財産収入		79,605	12,715	92,320
	1 財産運用収入	79,605	12,715	92,320
4 繰入金		6,431,192	△20,728	6,410,464
	1 繰入金	6,431,192	△20,728	6,410,464
5 繰越金		1	372,850	372,851
	1 繰越金	1	372,850	372,851
6 諸収入		31,652	7,184	38,836
	1 敷金運用収入	17,025	△3,975	13,050
	2 雑収入	14,627	11,159	25,786
7 県債		3,081,000	△1,137,000	1,944,000
	1 県債	3,081,000	△1,137,000	1,944,000
歳入	合計	18,861,034	△75,122	18,785,912

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費	1 住宅管理費	10,971,936	△71,853	10,900,083
	2 住宅建設費	6,188,889	679,108	6,867,997
2 繰出金	1 繰出金	4,783,047	△750,961	4,032,086
	2 繰出金	7,745,257	10,272	7,755,529
3 公債費	1 繰出金	7,745,257	10,272	7,755,529
	1 公債費	133,841	△13,541	120,300
歳出	合計	18,861,034	△75,122	18,785,912

第2表 継続費補正
変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年割額	総額	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成18年度 公営住宅建設費	2,571,161	1,377,888	2,450,862	1,257,589
			平成19年度	344,057	344,057	344,057
			平成20年度	2,874,864	2,396,170	
	平成21年度	1,890,616	1,890,616			
	平成20年度 公営住宅建設費	6,816,656	2,836,860	6,691,396	2,836,860	
		平成21年度	2,832,749	2,832,749		
平成22年度		2,836,860	2,836,860			
平成23年度	751,374	751,374				

第3表 繰越明許費補正
追加

（単位 千円）

款	項	事業名	金額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	借上型県営住宅整備事業費	21,466

平成20年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,178千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,357,592千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 入 金	1 繰 入 金	672,394	△27,363	645,031
			△27,363	645,031
3 繰 越 金	1 繰 越 金	677,658	5,809	683,467
		677,658	5,809	683,467
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	19,717	9,376	29,093
		18,775	9,376	28,151
歳 入	合 計	1,369,770	△12,178	1,357,592

歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		1,369,770	△12,178	1,357,592
	1 高等学校等奨学金事業費	1,369,770	△12,178	1,357,592
歳出	合計	1,369,770	△12,178	1,357,592

平成20年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,531,281千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,056,582千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入場料収入		128,013	△11,283	116,730
	1 入場料収入	128,012	△11,283	116,729
2 投票券発売収入		41,420,687	△960,000	40,460,687
	1 投票券発売収入	41,358,686	△960,000	40,398,686
3 財産収入		222,870	3,164	226,034
	1 財産運用収入	222,869	3,164	226,033
4 繰越金		2	5,425,773	5,425,775

	1 繰越金	2	5,425,773	5,425,775
5 諸収入		753,729	73,627	827,356
	3 雑収入	753,727	73,627	827,354
歳入	合計	42,525,301	4,531,281	47,056,582

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		430,624	△31,157	399,467
	1 公営競技総務費	430,624	△31,157	399,467
2 公営競技事業費		41,024,608	△823,076	40,201,532
	1 公営競技事業費	41,024,608	△823,076	40,201,532
3 繰出金		1,064,069	5,385,514	6,449,583

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰出金	1,064,069	5,385,514	6,449,583
歳出	合計	42,525,301	4,531,281	47,056,582

平成20年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成20年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成20年度埼玉県工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	1,675,600	△ 15,512	1,660,088
第1項 営業費用	1,520,560	△ 16,288	1,504,272
第2項 営業外費用	151,039	776	151,815

平成20年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成20年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）

第2条 平成20年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主なる建設工事	13,176,916 千円	△1,618,374 千円	11,558,542 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

（単位 千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	45,359,854	△269,609	45,090,245
第1項 営業収益	44,237,693	△233,057	44,004,636
第2項 営業外収益	1,122,160	△36,552	1,085,608

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	44,206,431	△ 549,691	43,656,740
第1項 営業費用	33,822,067	△ 288,361	33,533,706
第2項 営業外費用	10,344,363	△ 261,330	10,083,033

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「21,479,090千円」を「22,305,225千円」に、「673,235千円」を「637,797千円」に、「過年度分損益勘定留保資金9,230,864千円」を「減債積立金2,000,000千円、過年度分損益勘定留保資金9,711,175千円」に、「11,574,991千円」を「9,956,253千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	19,576,319	△ 2,784,109	16,792,210
第1項 建設補助金	4,096,390	△ 158,206	3,938,184
第2項 企業債	8,222,000	△ 2,485,000	5,737,000

科目	既決予定額	補正予定額	計
第3項 他会計出資金	5,897,505	△ 131,941	5,765,564
第4項 他会計補助金	197,155	△ 8,962	188,193

支出

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	41,055,409	△ 1,957,974	39,097,435
第1項 建設改良費	17,720,372	△ 1,851,689	15,868,683
第5項 機構負担年賦金	6,968,404	△ 106,285	6,862,119

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年割額	総額	年割額
			平成16年度	4,510,469	平成16年度	4,510,469
			平成17年度	5,992,617	平成17年度	5,992,617
			平成18年度	7,513,430	平成18年度	7,513,430
			平成19年度	7,756,811	平成19年度	7,756,811
			平成20年度	7,147,789	平成20年度	6,077,752
			平成21年度	12,411,407	平成21年度	6,477,157
			平成22年度	22,093,477	平成22年度	13,974,727
					平成23年度	2,854,972
					平成24年度	2,878,282
					平成25年度	3,293,928
					平成26年度	3,540,005
					平成27年度	5,435,342
		水道水源開発 施設整備事業	67,426,000		70,305,492	

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年割額	総額	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	大久保浄水場沈砂池関連整備事業	平成18年度	11,290	平成18年度	11,290
			平成19年度	259,714	平成19年度	259,714
			平成20年度	1,268,477	平成20年度	940,338
			平成21年度	1,481,419	平成21年度	165,374
			3,020,900	1,376,716		
		吉見浄水場危機管理施設整備事業	平成18年度	160,549	平成18年度	160,549
			平成19年度	682,029	平成19年度	682,029
			平成20年度	703,095	平成20年度	702,067
			平成21年度	1,593,233	平成21年度	594,477
			3,138,906	2,139,122		
		吉見浄水場環境整備事業	平成18年度	198,449	平成18年度	198,449
			平成19年度	193,152	平成19年度	193,152
			平成20年度	294,850	平成20年度	241,018
			平成21年度	973,836	平成21年度	383,711
			1,660,287	1,016,330		
		高倉中継ポンプ所拡張整備事業	平成18年度	45,839	平成18年度	45,839
			平成19年度	111,916	平成19年度	111,916
			平成20年度	296,986	平成20年度	233,216
			454,741	390,971		

		新三郷浄水場高度 浄水施設整備事業	9,943,160	平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	143,656 1,603,425 2,947,233 5,248,846	9,907,624	平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	143,656 1,603,425 2,938,137 5,222,406
--	--	----------------------	-----------	--------------------------------------	--	-----------	--------------------------------------	--

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額中「8,222,000千円」を「5,737,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「1,276,100千円」を「1,230,586千円」に改める。

平成20年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成20年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 平成20年度埼玉県地域整備事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	既決予定量	補正予定量	計
(1) 主なる建設工事	7,777,559千円	△68,254千円	7,709,305千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	1,290,785	46,000	1,336,785
第1項 営業収益	1,227,242	46,000	1,273,242

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	656,038	109,303	765,341
第1項 営業費用	627,090	109,303	736,393

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「7,089,813千円」を「7,021,559千円」に改め、資本的収入及び支出のうち資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	8,060,049	△ 68,254	7,991,795
第1項 建設改良費	7,777,559	△ 68,254	7,709,305

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前		補正後		
			総額	年割額	総額	年割額	
1 資本的支出	1 建設改良費	菖蒲南部産業団地整備事業	6,627,562	平成19年度 平成20年度 平成21年度 465,639	3,568,372 2,593,551	平成19年度 平成20年度 平成21年度 432,091	3,568,372 2,593,551
		騎西国道122号沿道地区産業団地整備事業	5,319,067	平成20年度 平成21年度 平成22年度 635,769	2,553,120 2,130,178	平成20年度 平成21年度 平成22年度 2,484,866 2,129,311	5,249,946

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号(代表) 〇四八―八二四―二二二一
埼玉新聞社 〒330-0851 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)